

# 元文本南部根元記考

草 間 俊 一

A Study on the Nanbukongenki copied in the 6th of Genbun

Shunichi KUSAMA

こゝに元文本南部根元記というのは、南部叢書がその底本とした「元文二歳五月吉日写之」の奥書のあるものでなく、太田孝太郎氏所蔵「元文六年二月八日写之」の奥書のあるものを云うのであつて、南部叢書の解題もこれを元文本としているのを指すのである。これは上巻のみで、下巻は失われてないが、この元文本は古本、松川本、和田本、松井本等との異同を注記して興味あるものである。以下この元文本の下巻を併せて、これが現存する南部根元記の諸伝本の何れの系統にあるものか、又その異同に引用せられた諸本が如何なるものであるかについて考えて見たい。

先づ和田本について見るに、「南部由来並信直公御家督之事」の項に、「糠部階上古本 松川本ニモ階上ノ二字ナシ 和田本ニ等ノ数郡ヲ玉ワル」奥糠部道ノ五境ト在リ、「南部左馬守茂時……鎌倉ニ於テ松川本和田本於葛西谷ニト有又東勝寺ニテ自害ノコト太平記ニアリ異名同姓ナリ生害シ玉フ」「遠江守政行……本領安堵ノ御教書を玉ハリ、前代ニ替ラズ勤功ヲ励シ玉フ、且歌人ニテ御座マシ筑波集ニ入リヌ、彼集ニ遠江守政行 薪トル人ヤ山路ニ入ヌラン舟引ツナク雪ノ朝川、又家伝ニ 春カスミ秋タツ霧ニマカワネハ思ヒ忘テ鹿ヤ啼ラン、且哥人以下御庫ニ入シト也迄和田本ハカリニ出他無之御舟引ツナクノ句發ニ有今薪トルニ直ス。」此歌叢聞ニ達スル処ニ……其後御庫ニ入ト也、」

「義政ヲ南部庄司ト号ス、是又祖父餘烈ヲ振ヒ……威光遠近周ネシ、其後康正二年丙子康正二年以下舞鶴ノ紋トナス迄 和田本ニ守行ノ代トス。拜趨セスト云フコトナシノ下ニツマク。○松井本或時 秋田ト戦リ在リシト有テ紋ノコト有、和田本ノ如ク守行ノ代トス。○古本松川本並此説出ズ。○今年代ヲ考テ 松川頭書ヲ取爰ニ義政ノ代ニ入り、南部ト 秋田ノ安東ト確執ヲ但紋ノコトハ頭書不出起シ合戦ニ及フ…(雙鶴の紋のこと中略)…猶先規ノ如ク古本松川本和田本大崎ノ下江刺大崎ノ下江刺柏山有遠野ノ横田ト有リ比内ナシ越後境迄ト有リ

葛西大崎和賀稗貫志和遠野秋田比内仙北由利庄内迄モ……」等とあり、殊に晴政・晴継に関しては、晴政男子一人もなき故に田子九郎信直を養子として、家督を定めしが、その後晴政に男子生れたれば、信直を嫉んでこれを謀殺せんとしたことを記し、更に「カ、ル処ニ晴政ノ御子彦三郎晴継御年十三歳松井本十六歳ト有 古本和田本十三歳ト在ニシテ疱瘡ヲ煩ヒ玉イシカ、忽ニ墓ナク成セ玉フ、晴政大ニ悲歎シ給ヒ、ツヤ々々物ヲモ分玉ワズ、常ハ御物クルヲシク御坐シケリ、既ニ信直ニハ不快ニナリ玉ヘハ、重テ家督御相統御沙汰ニモ及ハズ、御前代ヨリ相伝リシ代々將軍家ノ御教書等、其外御家ニ伝リシ御重宝記録等ヲ見玉ヒテハ、是誰ニ譲ルベキ、徒ニ他ノ宝ニナサンヨリハ不如焼捨ニハトテ、一所ニ集メ自火ヲカケ和田本一説ニハ天文八年三戸城出火 焼捨給ヒケリ、斯時累代ノ證文等大半焼失スト有也 南部累代ノ記録等此時多クハ亡失ス……」とありて、晴継は晴政に先じて亡くなりし事を述べ、又南部家の累代の重宝、記録の焼失した事は、晴政の狂気による焼却とし、他本並びに一般に伝わる三戸城出火による焼失とする説を和田本の一説として記しているに過ぎない。

以上註記の引用によつて、和田本なるものゝ記事の内容を今日残る伝本と比較して考察する時、国史叢書本の南部根元記の記事と類似している事を知る事が出来る。この事は第二項以下に於いても同様である事は、第二項に「信直公馬場館の射並九戸九郎を討給ふ事」があり、この小題に註して「此条古本に無し、松井和田二書に出流」とある。又第三項に「天正元年九戸一乱之事此條亦他本所不出 松井和 田二書之説也」とあり、第四項の「高田彌五郎南部へ帰参之事」の小題に註して「古本松川本和田本皆高田と斗題にあり、書中

皆古本松川本ハ吉兵衛と斗有り、和田本にハ彌五郎とあり、吉兵衛とも有り、○本書文委曲也、古本松川本如斯委曲ならず、大意則相同」とあり、項の立てかた、その記事を比較するとき、和田本が国史叢書本に類似する事は、第四項の小題が「高田殿南部へ帰参の事」とあり、その本文に「舍弟共彌五郎 吉兵衛」とあることによつて知ることが出来る。その他和田本による註記は二十八箇所を数える事が出来るが、次の二箇所を除いては同一である。その二箇所は第六項「北左衛門北国へ使者之事」の中に、秀吉九州発向軍勢の着到を記しているが、その脇備の交名に「二百人寺西次郎助和田本寺田ト有」、「百人丸毛三郎兵衛 和田本=丸尾ト有」とある。国史叢書本も寺西、丸毛で和田本の通りになつていない。然し丸毛の毛の如きは尾と間違ふ様な字が書いてある所を見ると転写の誤りとも解せられ、寺西と寺田も同様に解し得るとすれば、和田本は国史叢書本の底本となつたものと同一本であると考えて差支えないと思う。

而して国史叢書本は、その解題によれば「享保九甲辰年十二月五日」の奥書のあることは、以上の推察と矛盾しない。尙、これと同一の奥書のあるものに宮崎文庫本南部根元記上下二卷（現岩手大學所蔵）があり、これは文政八年書写の奥書があり、片仮名を用いているが、同一本より書写したものとと思われる。これには国史叢書本の解題に「寛延元戊辰十一月廿一日」の奥書のある「後附」の追補の部分がない。このことは恐らく文政八年の書写本が、国史叢書の底本となつたものによらず、別本より書写したものであることを考えしめる。而してその別本が享保九年本の原本であるか、叢書本の底本が原本であるかは不明である。国史叢書本の「後附」の部分について述べれば、「初め光行

公、此国に來り給ひし時、云々」と、「四戸孫四郎宗朝は、四戸近郷を所知して、云々」の二条は、元文本の第一項の末の注に、「松川氏附其後聞書曰、初光行公此国ニ來り玉ヒシ時、云々」、又「又曰、四戸孫四郎宗朝ハ近郷所知シ云々」と大同小異で、恐らく、寛延年間別系統の松川本を見て、追補したものであると考えて差支えなからう。但し「根曾利・穴田井合戦或評に曰『波打勢退散』『政実降参』『実親政実に諫言』」の条は、元文本の下巻の失われている今日、その有無を確かめる事は出来ない。

古本、松川本は「建長四年古本松川本ニ建長五年也八月宗尊親王」とある如く、相並べて書かれて居る所が多く、殊に前に引用せる所で明である様に、第一項、第二項がなく、又第五項の「北左衛門北国へ使者之事」の本文に「九州御発向乃御着到を見るに古本 松川本ニ着到記一切不載」とあり、第六項「志波没落之事」の所の頭書の部分「志和六拾六郷ハ和田本にハ五拾余郷也 古代より御所の領知として……（百八字中略）……教代乃基業一旦に頽廢しける、いわれをいかにと尋ぬるに古本松川共ニ是ガ前ナシ」とある如く、その項目、記事の内容に於いて、大体類似している様に考えられるが、精細に之を見れば、必ずしも同一であつたとは云われぬ。殊に元文本の第八項に當る「比内合戦之事」の一項の記事は、松川本は一項は立てないが、「津輕騒動之事」の項に入つたと考えられる。即ち第七項の本文に「大光寺此風聞を伝。始終叶わしと思ひけん松河本大光寺比内へ行比内郡を切取ヲをのせたり 別に記す○又一説に同別記則末の比内合戦の内ニ入」とあり、第八項「比内合戦之事」の本文の註に「古本 松川本當テ比内合戦之條ナシ故ニ此説ヲ以テ津輕騒動ノ條ニ入」とある。その他元文本の註記に、古本と松川本と併記してない部分を挙げ、それと現存の伝本との比較表を作ると。

	元 文 本	享保十二年本	宝永三年本	南部叢書本
南部由来の項	鎌倉ニ於テ松川本和田本於葛西谷ニト有り	於鎌倉葛西ケ谷に……	葛西谷ニテ	鎌倉に於て生害し玉ふ
北左工門北國へ使者の項	掛字はほかんの筆 古本にホツケイと有和田本松川本には牧溪とある也	牧溪の筆	法ケイのノ筆	牧溪の筆

同 前	拾帖敷の御敷二壺有り掘板在り 古本わた本ニもおし込床と有	御座敷二間押板あり	御座ノ間捍板有	十畳敷の座敷二間の床に
志波没落の項	郡山へ茂立帰らず 和田本にも古本に片寄と云ふ所に知りたる者有るを便に暫く忍居たりとかや	郡山へも帰られず 片寄に知りたる者を頼て忍ひ居たり	郡山エモ不被帰, 片寄ト云所ニ年来知タル者ヲ頼リ	郡山へも帰らずして、片寄に知りたる者ありけるをたより暫く茲に忍び居つゝ
小田原參陣の項	来国次 古本に來國俊と有	来国次	来国俊	来国俊
同 上	御先手ハ松坂古本に松枝と有り和田本に二説と少将氏郷なり	御先手は松坂少将氏郷	松坂少将藤原ノ氏郷	御先手は松坂少将氏郷
關白並中納言秀次公奥州御發向之事	伊達左京大夫政宗 古本和田本共に政宗なし	伊達左京大夫政宗	伊達左京大夫	伊達左京大夫政宗
小 題	津輕騒動大浦右京自立之事 松川本に津輕騒動と斗有り外なし	津輕騒動之事	津輕騒動之事	津輕騒動之事

右の表によて見ると、松川本は享保十二年本に類似せるものゝ様であるが、志和没落の項に於いて、註記に松川本がなく、従つて松川本にこゝの部分があなかつたとすれば、別本の様にも考えられる。殊に前述の大光寺の比内平定に関する記事が享保本にはない事に於いて大なる相異がある。然し前に述べた第二項と第三項が無くて、比内合戦の項のみ入つている南部根元記の伝本は宮崎文庫本（現岩手大学蔵）の増補本のみであるが、これは後補による部分が多い故、これをもつてしては松川本の体裁を知る事が出来ない。従つて享保十二年本がやゝ近いと云うことを知る以外ない。

古本とは如何なるものであるか、殊に元文年間に於ける古本と称すものが、當時に於いて相当古い伝本と考えられた事は疑いない所である。これについて比較されるものは、「信直記」系統の南部根元記を除いて、古い写本は、南部叢書の底本とした「元文二年本」と、太田氏所蔵の「宝永三丙歳孟春吉日」の記年のある「東奥軍記」である。而も後者は、その奥書に、「右ノ書ハ北氏ノ家宝也号而南部根元記ト云亡君重信公御代初而此書于世顯ル其時改号而東奥軍記ト称ス多ク于世顯事勿レ令他出事ナカレ…」とあるもので、古本と称するに最も値するものである。然し前記の表によつて、古本とこの宝永

三年本とを比較する時、異同相半ばする状態であり、南部叢書本も同一本とは云われない。殊に宝永三年本は第一項の書き出しが「所謂國ニ在聖人則其國治家ニ在賢人則其家必齊ト云リ」で始められているもので古本には、恐らくこの書き出しがあなかつたと思われるから、元文本に云う古本は、元祿頃に宝永三年本と共に存した南部根元記の異本の一つであるが、大体は叢書本系統のものであつたと推察して誤りがなからう。

松井本は南部叢書の解題者が見落しているものであるが、元文本が松川本と別に松井本を校合に用いている事は、第七項「津輕騒動大浦右京自之事」の本文に「津輕の城へおしよする其頃津輕殿ハ葛西の一族なりとかや そのころ 諸方亂世の御なれハ家中の面々思ひ思ひ心々にて相從ふ人もなければと有り如何此文を除や 和田松川古本ニ有松井なし」とあり、松井本は松川本と區別されることは明らかである。この松井本は和田本の所で引用した文で明らかである如く、古本松川本と並べられる如く、和田本松井本と並べられ、和田本に類似する系統の本であることは明らかである。然し元文本の注記によれば和田本と松井本は幾分異つていた事は、上述の引用文にても知られるが、夫々別に註記されていることによつて知られる。松井本は和田本に比して、その引用されている所が少なく、和田本と併記されている所を除いては、前述し

た双鶴の紋の所、晴継死亡の年齢の所、津軽と葛西との関係の所の他に、志和没落の事の本文の「岩清水右京……一跡永く亡にけり松井本に築田大學も二千石給り信直公へ奉公す、前に千石ト」と、「天正元年九戸一乱之事」の本文に「秋田城ノ助景愛和田一説=秋田ハ愛秀松井同」との五ヶ所にすぎない。この事は元文本の底本となつたものが、松井本に類似していたためであるのか、或は主として松井本によつて書いたが、松井本の説を首肯し難しとして、他本の説をとつた場合、松井本との異同関係を明らかにせんとしたか明らかでないが、或は後者であるとも考えられる。然し何れにしる、松井本は和田本系統のものであり、元文本の底本も同様に考えられる。勿論元文本と和田本を比較する時、以上和田本の註記のある所とは別に、仮名の出入、動詞の出入等は相当あるが当時の写本の仕方がそこまで注意されなかつた事は、今日伝わる南部根元記の伝本は相当数を数えるが、その点に於いて全く同一であると云うものを見る事が出来ない事によつても知られる。しかしその中でも殆んど正しい写本とさ

れるものには新しいものが多い様である。

以上元文本南部根元記とその引用せる諸本が、今日の伝本の如何なるものに類似するかについて考察したが、最後に元文本が誰によつて書かれたものであるかについて考えると、これは明らかでないが、たゞ「比内合戦之事」の項の松川本を註記せる文の中に大光寺氏の比内平定後この地を信直に献ぜしことを記せる次に「干時天正十八年春三月始ノ事成ル=波岡彦次郎政信急=気色例ナラズ甚惱玉ノ今尙志按之此説恐難信本書ノ説似是」とあり、こゝに云う「尙志」とは筆者名の如く考えられるが、その名前に相当する人を未だ調査することが出来なかつたので、こゝに特に記して、大方の示教をまつ。

#### 附記

太田孝太郎・草間俊一共著「南部根元記考」（岩手史学研究十三号発表予定）に於いて、その異本考、並にその成立について述べて置いたが、その補考である。従つて諸伝本の解説、所在は一切注記を省略した。（1952, 9, 30）